

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）に関する改定委員会設置要項
（平成15年度）

平成15年4月
国際協力事業団

1. 設置目的

JICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）に対し、専門的な見地から当事業団に対し必要な助言及び提言を行い、当ガイドラインの策定に貢献することを目的とする。

2. 構成

(1) 委員会のメンバーは別添のとおり。委員会に2名の共同議長を置く。共同議長は、議事を司る。

(2) また、委員の代表から構成されるビューローを設置する。ビューローは、議題を決定するとともに、議事運営を検討する。

3. 活動内容

1990年以降のJICA環境配慮ガイドラインの作成と、現在までの見直しの経緯、及び2002年4月の国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインとの調整を考慮に入れつつ、JICA事業全般を対象としたガイドラインの作成への助言及び提言を行う。

4. 活動スケジュール

月1回程度の頻度で改定委員会を開催する。具体的な日程については委員会において今後の検討の進捗も踏まえつつ随時決定する。

5. 情報公開

改定委員会は公開し、当日の参加を認めるとともに意見を求める。また、委員会の結果をホームページを通じて公開し、一般の意見を広く求める。

6. 庶務

委員会の庶務は、国際協力事業団企画・評価部環境・女性課で処理する。

以上